

川崎市介護予防事業実施委託事業者選定審査委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第3条の規定に基づき、一般介護予防事業を実施するにあたり、法令その他別に定めるものを除くほか当該事業の委託事業者(以下「委託事業者」という。)をプロポーザル方式により選定するときは、委託事業者の選定を公正かつ適正に実施するため、健康福祉局に介護予防事業実施委託事業者選定審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の組織等)

第2条 委員会の委員及び所掌事務は、次のとおりとする。

委 員	所 掌 事 務
健康福祉局保健医療政策部担当部長〔保健政策・保健所長〕 健康福祉局総務部企画課長 健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課長 健康福祉局長寿社会部介護保険課長 健康福祉局保健医療政策部担当課長〔健康増進〕	委託事業者の選定及び指導に関すること。

2 いこいの家等で実施する介護予防普及啓発事業の委託事業者の選定を実施するときは、地域特性に応じた選定を可能とするため、前項に規定する委員に加えて、選定地区ごとに、該当する区の区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域支援課長及び地区健康福祉ステーション地域支援・児童家庭担当課長を委員とする。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、健康福祉局保健医療政策部担当部長〔保健政策・保健所長〕をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会の会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、委員長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

3 会議の議事は、委員長を除いた委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第5条 委員会は、必要があると認めるときは関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事業者の選定及び選定基準)

第6条 委員会は、健康福祉局業者指名選定委員会において選定された事業者の審査の結果、当該事業に最も適した提案を行ったと認められる事業者を選定する。

2 委員会は、あらかじめ定めた事業ごと、応募地区及び施設ごとに定める評価基準により評価を行い、事業者を選定する。

3 但し、事業者提案施設の選定は、予算の範囲内とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健医療政策部健康増進担当において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めのない事項については、別途委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。